

機械の新設・増設・更新をお考えの皆様へ

～割賦・リース制度（機械類貸与制度）のご案内～

制度の概要

創業者及び中小企業者が必要としている機械を会社が割賦販売またはリースを行い、経営の合理化・効率化を支援する事業です。

主な特徴

- ① **金利は1.7%～2.1%です！** ※割賦販売の場合。
制度の利用実績や財務状況等により、金利が決まります（基準金利1.9%）
また、固定金利となりますので、返済計画が立てやすくなります
- ② **元金据置をご利用できます！** ※割賦販売の場合。
申込企業の資金繰り状況に合わせて、据置期間は1年・6ヶ月・0ヶ月（据置なし）から選択できます
- ③ **貸与期間は10年以内です！** ※申込機械の耐用年数に応じて短くなる場合があります
貸与期間が10年以内の長期となりますので、耐用年数が高い機械導入に対して、毎月の支払い負担額が軽減されます。
- ④ **不動産担保・信用保証協会の保証は不要です！**
※貸与する機械が担保となります。
※ただし、審査委員会の結果によっては、不動産等の担保を求める場合があります。

制度の活用事例

[業種] 菓子製造業者

[相談内容]

売上好調であるが、生産体制が脆弱で販売機会のロスが生じている。そのため、工場の拡張を計画しているが、金融機関からの調達（保証協会付き）だけでは賅えないことから、厨房設備などについて公社の制度を活用したい。

[業種] 建設業者

[相談内容]

安定して工事を受注できるようになったが、重機のレンタルだと工期のタイミングに合わない場合もある。
また、商習慣上、工事後から入金までの期間が長いことから、重機を公社の元金据置の制度を活用して調達したい。

— お気軽にお問い合わせください —

Tel : 098-859-6237

割賦・リース制度（機械類貸与制度）の詳細

✓ ご利用対象者の方

- ・県内中小企業で原則1年以上業歴を有すること（一部対象外業種あり）

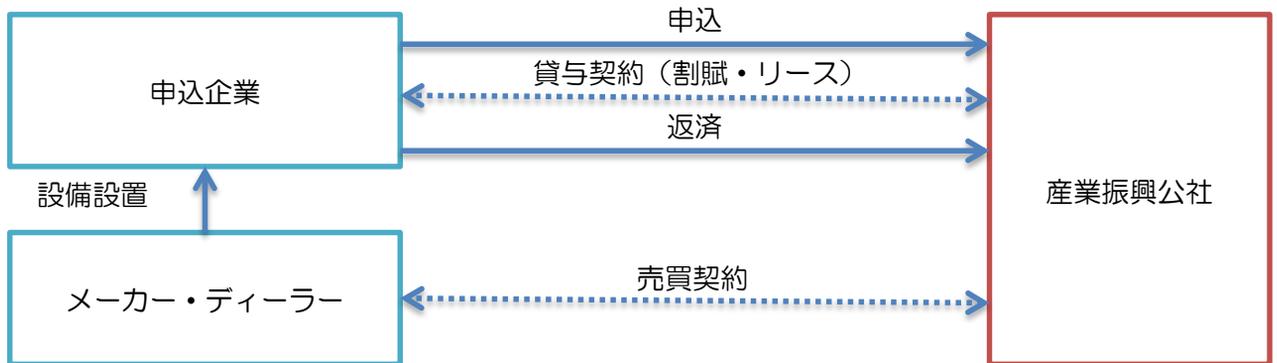
✓ 対象となる機械等

- ・県内の自社内に設置し、自社で使用する新品の機械等（中古は対象外となります）
 ※300万円から8,000万円までの金額であること（特認制度により1億円まで増額可能）
 ※構築物や機械の設置費用は含まれません
 ※対象となる機械等設備は様々ですので、お問い合わせください。

✓ 貸与条件

	割賦販売	リース
金利	1.7%~2.1%（基準金利1.9%） ※財務状況等により金利が異なります	月額リース料率は、適用される割賦の金利に応じて異なりますので、詳細は別途確認願います
融資期間	10年以内（元金据置1年以内）	3年~10年
	※申込設備の耐用年数に応じて期間が短縮する場合があります	
保証人	（個人企業）原則として1名以上（法人企業）原則として代表者のみ ※財務状況等によっては、保証人の追加を求める場合があります	
保証金	契約金額の5% （最終年の元金と利息に充当します）	不要
その他必要経費	固定資産税・損害保険等の保険料	特になし
所有権等	完済までは公社が所有者となります	所有者は公社となります

✓ ご利用の流れ



<注意事項>

- ① 補助金・助成金の対象となっている設備・機械は対象外になります。
- ② 許認可が必要な場合は、申込時点で得られていることが条件となります
- ③ 契約期間中の損害保険又は共済保険の付保を義務付けております（割賦販売の場合）

✓ 必要書類 ※申込から貸与決定まで概ね1ヶ月程度を要しますので、早めのご相談をおすすめします

【ご相談時に必要な書類】

- ①直近3ヶ年分の決算書（勘定科目内訳明細書含む）
- ②機械等の見積とカタログ
- ③借入金返済予定表

【申込時に必要な書類】

- ①申込書
- ②個人情報の取得に関する同意書（連帯保証人分）
- ③試算表（可能な限り直近）
- ④納税証明書（県税）
- ⑤固定資産評価証明書（連帯保証人、法人）
- ⑥預金残高証明書
- ⑦借入（短期・長期）残高証明書
- ⑧連帯保証人の身分証明書
- ⑨事業に必要な許可証の写し